

沖縄県外来種対策指針

～ 外来種から沖縄の自然と文化を守るために ～

平成 30 年 6 月

沖 縄 県

沖縄県外来種対策指針

I. 指針の位置づけ

II. 指針の目的と目標

(1) 沖縄県の外来種問題の現状	1) 外来種問題の視点から見た沖縄県の特徴 2) 外来種の侵入・定着状況 3) 外来種の影響 4) 外来種対策の実施状況
(2) 指針の目的	外来種による生態系等への影響を最小限に抑え、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、沖縄県の生物多様性を保全するため、本県の特性と現状を踏まえた対策を総合的に推進する
(3) 将来像	本県への侵略的外来種の侵入が予防され、すでに定着している侵略的外来種については対策が実施され、外来種による生態系等への影響が最小限に抑えられ、人の生命・身体、農林水産業への被害が防止されるとともに、生物多様性が保全されている。
(4) 目標	1) リスト化と優先順位の決定 2) 行動計画の策定 3) 重点対策種の対策実施 4) 重点予防種の対策実施 5) 産業管理外来種の対策実施 6) 普及啓発活動の実施 7) 対策の実施体制の構築
(5) 指針が対象とする外来種	1) 国外からの外来種 2) 国内（他県）からの外来種 3) 国内（県内の別の島）からの外来種

III. 対策の方針

(1) 対策の基本的な考え方	1) 対策基盤の整備 2) 侵入の防止（予防） 3) 防除の推進
(2) 区分ごとの対策	1) 防除対策外来種 2) 定着予防外来種 3) 産業管理外来種
(3) 対策の効果の維持	○外来種リストの見直し ○行動計画の見直し
(4) 各主体の役割	1) 沖縄県 2) 市町村 3) 県民 4) 企業 5) その他

本指針では、沖縄県の生態系等に大きな影響を及ぼす可能性のある外来種を「侵略的外来種」と呼びます

目 次

I. 指針の位置づけ.....	1
II. 指針の目的と目標.....	2
(1) 沖縄県の外来種問題の現状.....	2
(2) 指針の目的.....	6
(3) 将来像.....	7
(4) 目標.....	7
(5) 指針が対象とする外来種.....	8
III. 対策の方針.....	9
(1) 対策の基本的な考え方.....	9
(2) 区分ごとの対策.....	11
(3) 対策の効果の維持.....	12
(4) 各主体の役割.....	12

I. 指針の位置づけ

沖縄県が将来像として平成 21 年度に策定・公表した「沖縄 21 世紀ビジョン」では、目指すべき将来像として「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」が位置づけられています。この将来像の実現に向けて、平成 29 年度には沖縄 21 世紀ビジョン基本計画を改定したほか、生物多様性地域戦略の推進に向けて、平成 24 年度には「生物多様性おきなわ戦略」が策定され、生物多様性を保全・維持し、回復して次世代に繋げ、自然との「つながり」と自然からの「恵み」を持続的に享受できる自然環境共生型社会を実現していくための基本的な計画が示されました。

沖縄県の計画等

H29 年度
沖縄 21 世紀ビジョン基本計画【改定計画】

【生物多様性の保全】

沖縄県の豊かな生物多様性を保全するために、希少種をはじめとした沖縄県の野生生物の実態把握と、保全に向けた研究・環境教育等に取り組む。

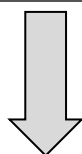
H24 年度

生物多様性おきなわ戦略

【短期目標（2022 年）】

- (1) 生物多様性を保全・回復し、自然からの恵みを持続的に享受するための取組を拡大する
- (2) 生物多様性の理解を社会的に浸透させる

反映



法律・国の計画等

H16 年度
外来生物法

特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資する

H26 年度

外来種被害防止行動計画

～生物多様性条約・愛知目標の達成に向けて～

環境省・農林水産省・国土交通省

【地方自治体に求められる役割】

生物多様性地域戦略を踏まえ、侵略的外来種に関する条例、侵略的外来種のリスト等を策定するなど、当該地域における優先すべき防除対象を明確にした上で、地域における外来種対策を総合的に推進すること。

参考・整合性に配慮



沖縄県外来種対策指針

本県の実情・現状を踏まえた外来種対策を総合的・効果的に推進する方針を示し、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するとともに、沖縄県の生物多様性を保全する

指針の位置づけ

「沖縄県外来種対策指針」はこれらの将来像を実現するために、実施する外来種対策の方向性を示すために策定するものです。外来種とは、意図的・非意図的を問わず人為的な導入によりその自然分布域の外に生育又は生息する生物種のことを指し、侵入した地域の「生態系や人の生命・身体、農林水産業」（以下、「生態系等」という）に大きな影響を与えることがあります。

また、本指針は外来種対策に関連する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という）」や国が平成 26 年度に策定した「外来種被害防止行動計画」の方針や計画を参考として整合性を踏まえた上で策定されています。

II. 指針の目的と目標

(1) 沖縄県の外来種問題の現状

1) 外来種問題の視点から見た沖縄県の特徴

沖縄県は、日本列島の南西部に位置し、南北約 400km、東西約 1000km という広い海域に点在する大小 160 の島々からなる島しょ県です。

沖縄県を構成する島々を含む琉球列島はかつて中国大陸の一部でしたが、約 200 万年前からの地殻変動に伴い大陸から離れ、徐々に現在の島へと移り変わってきました。大陸から渡ってきた生物は、海によって隔てられたことで島独自の環境へ適応し固有の種に進化したと考えられています。島が形成される長い歴史の中で進化が進んだことで、琉球列島にはヤンバルクイナやオキナワトゲネズミ、リュウキュウヤマガメなど数多くの固有種が生息しています。

さらに、琉球列島は日本の中でも生物多様性の高い地域です。植物についてみると、琉球列島は熱帯と温帯の植生の移行帯に位置しており、特異的な特徴をもっています。沖縄県に生育する維管束植物は約 1750 種で、面積あたりの種数は日本本土の約 45 倍とされています。動物についてみると、中国南部やインド、フィリピンなどを含む東洋区に区分され、旧北区に区分される日本本土では見られない南方系の種が多くみられます。

沖縄県の生物相は、日本本土と比べて種の多様性が高く、固有種や南方系の種が多いという特徴を有しています。



ヤンバルクイナ



リュウキュウヤマガメ

このように沖縄県は生物多様性の高い地域ですが、島しょ特有の脆弱性も有しています。島しょ生態系は規模が小さく、微妙なバランスで成り立っていることが多いことから、外来種の侵入をはじめとした環境の負荷に対して脆弱です。

沖縄県にはすでに多くの外来種が侵入・定着し、一部の外来種は沖縄県の生物多様性に大きな影響を与えています。例えば、1910年に沖縄島に導入されたファイリマングースは、徐々に数を増やし、やんばる地域にまで拡大しました。ファイリマングースによる捕食により多くの固有種や希少種が深刻な影響を受けました。この他にもグリーンアノールやタイワンスジオ、シロアゴガエルなど沖縄県の固有種や希少種に影響を与えることが懸念される多くの外来種が侵入・定着し、沖縄県の生物多様性の脅威[※]となっています。

※ 本指針では、沖縄県の生態系等に大きな影響を及ぼす可能性のある外来種を「侵略的外来種」と呼びます。



ファイリマングース



グリーンアノール

ファイリマングースはハブやネズミの駆除を目的に人間が意図的に導入した外来種ですが、意図せずに侵入してくる外来種もたくさんいます。人への健康や農業、生態系への被害が世界中で報告されているヒアリなどの昆虫類や有毒なハイロゴケグモなどのクモ類は、物資などに紛れ込んで侵入してくることが懸念されています。沖縄県を訪れる観光客は年々増加しており、また流通の中継地として物資の移動も盛んになっています。人や物流の移動が盛んになる中で、非意図的に侵入してくる外来種のリスクも高まっています。



ハイロゴケグモ



シロアゴガエル

2) 外来種の侵入・定着状況

沖縄県にはすでに多くの外来種が侵入・定着しています。植物では 700 種以上、脊椎動物では 150 種以上、無脊椎動物では 500 種以上の外来種の侵入・定着が確認されています。これらは現在確認されている外来種の種数であり、知られていない外来種も多くいるものと考えられます。

3) 外来種の影響

外来種は動物であれば餌を食べ、植物であれば繁茂することで、在来種にさまざまな影響を及ぼし、結果として、本来の生物多様性の価値が損なわれる恐れがあります。また、毒をもっている外来種が人を刺したり、咬んだりするなど、人の生命・身体への影響や畑を荒らすなど農林水産業への影響等もあります。

在来種・生態系	捕食	肉食性の外来種は在来種を捕食し、生態系に大きな影響を及ぼす可能性がある。(例：タイワンスジオ、フィリマンゲース)
	競争	餌や生息場所を巡って競合し、在来種を被圧するなどの影響を及ぼす。(例：ツルヒヨドリ、アメリカハマグルマ)
	交雑	近縁の在来種と交雑し固有の遺伝子を汚染する。 (例：リュウキュウヤマガメとセマルハコガメが交雑)
人の生命や身体	寄生物・感染症の媒介	在来種や人間に感染症等を媒介し健康被害を及ぼす。 (例：広東住血線虫の宿主となるアフリカマイマイ、スクミリンゴガイ等)
	咬傷等	毒をもつ外来種に人が咬まれるなど健康被害が発生する。(例：タイワンハブ、ハイイロゴケグモ、カミツキガメ)
農林水産業	食害・刺傷被害	農作物を食害する。(例：イノシシ、シロガシラ) 家畜を刺傷し生産性の低下等を引き起こす。(例：ヒアリ)
	営農活動の阻害	雑草として農地に侵入・繁茂し、営農活動を阻害する。 (例：ムラサキカタバミ)
その他	景観の悪化	繁茂して本来の景観を損なう。(例：モミジバヒルガオ)
	不快害虫	大量発生して人の生活に影響を与える。 (例：ヤンバルトサカヤスデ)
	各種の社会経済活動への影響	電気設備等インフラへの影響、検疫コストの増大、屋外活動の機会の損失など各種の社会経済活動へ影響を及ぼす。(例：ヒアリ)

4) 外来種対策の実施状況

本県に侵入・定着している外来種の中で、侵略的外来種については、国・県・市町村等による対策が実施されています。

ファイリマングースについては、捕食による在来種への影響が大きいとして県と環境省が連携した駆除事業が行われています。希少種の多いやんばる地域への侵入を防止するための侵入防止柵の設置等の対策も実施されています。これらの取組によりやんばる地域の生息数、分布域は順調に減少、縮小しています。また一部の地域については地域根絶に成功しています。ヤンバルクイナはマングースの影響を受けて個体数・分布域が大きく減少しましたが、マングースの駆除開始から15年後の平成27年に行われた調査では過去最多のヤンバルクイナが確認され、個体数の回復がみられています。

両生類・爬虫類の外来種では特定外来生物に指定されているオオヒキガエル、シロアゴガエル、グリーンアノール、タイワンスジオ、タイワンハブについて、環境省や県および市町村によって分布調査や捕獲による駆除が実施されています。

ペット由来の外来種としては、やんばる地域や西表島などネコの野生化と在来種の捕食やイリオモテヤマネコへの影響が問題となっており、マイクロチップの埋め込みや適切な飼養についての普及啓発活動が続けられています。また、やんばる地域では、ノイヌやノネコが希少種を捕食する事例も報告されており、捨てられたイヌやネコが外来種として生態系に悪影響を及ぼすことを県民に広く普及啓発する必要があります。

植物では、アメリカハマグルマやツルヒヨドリ、ボタンウキクサが繁茂し、景観や在来植物、水質への影響が問題となり、地域住民や環境省、ダム管理者等による除去活動が展開されています。

侵略的外来種の侵入防止の取組も実施されています。海外からの輸入品については、空港や港湾において税関や植物防疫所が検査を行っています。また、沖縄県では「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」により、特定外来生物が付着又は混入している土砂、岩ずりなどの埋立用材を県内に搬入してはならないとしています。また、ヒアリについては詳細なモニタリング調査を実施するとともに、早期発見・初期防除のための技術開発、環境省や港湾関係者と連携した体制の構築等を行っています。

以上のように、県内に侵入・定着した外来種のうち、特定外来生物などの一部の種については対策が実施されてきました。また、侵入を防止する取組も実施されています。

しかし、対策が実施されていない外来種も多く、また、新たな外来種が県内に侵入するリスクは常に存在することから、本県の特性を踏まえた外来種対策をさらに戦略的かつ効率的に推進していく必要があります。

(2) 指針の目的

私たちは生物多様性から多くの恵みを受享受して生活しています。例えば、農林水産物をはじめとした食料、水、木材などの生態系の生産物は私たちの生活に欠かせないものです。また、森林の水源かん養機能やサンゴ礁やマングローブによる防波堤効果など、気候の調整や水質浄化など生態系の調整能力により暮らしやすい県土が保たれています。その他、生態系が生み出すサンゴ礁の美しさや亜熱帯特有の景観は沖縄県の重要な観光資源となっています。さらに、御嶽信仰や紅型をはじめとした工芸品など沖縄独特の伝統・文化も生態系との関わり合いの中で育まれてきました。このように、「沖縄21世紀ビジョン」で示された「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」という将来像は、沖縄県の豊かな生物多様性の恵みの上に成り立つものと言えます。



信仰対象となる自然に囲まれた空間



観光資源として欠かせないサンゴ礁

私達が将来にわたって生態系からさまざまな恵み（生態系サービス）を受享受していくためには、その源となる生物多様性の保全が不可欠です。前述したように沖縄県には多数の外来種が侵入・定着し、沖縄県の生物多様性に影響を及ぼしています。さらに、外来種の侵入は原風景となる沖縄県の自然の姿を変え、私たちの祖先が独自の自然との関わりの中で築いてきた思想や文化を消失させる危険性も含んでいます。

外来種が及ぼす影響は、このような生態系への被害だけにとどまりません。人の生命や身体に被害を及ぼす事例や、農林水産業へ被害を及ぼす事例も報告されており、これらの外来種による生態系等への影響を最小限に抑え、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、沖縄県の生物多様性を保全していくためには、本県の特性と現状を踏まえた対策を総合的に推進する必要があります。このため、本指針を定め、本県の外来種対策の方向性を示すこととします。



外来植物に覆い尽くされた砂浜



在来種のグンバイヒルガオ

(3) 将来像

本指針が目指す本県の外来種対策の将来像は下記のとおりとします。

本県への侵略的外来種の侵入が予防され、すでに定着している侵略的外来種については対策が実施され、外来種による生態系等への影響が最小限に抑えられ、人の生命・身体、農林水産業への被害が防止されるとともに、生物多様性が保全されている。

(4) 目標

前述した将来像を実現するため下記の目標を定め、必要となる施策を実施します。

目 標	目標の説明	達成時期
リスト化と優先順位の決定	生態系等への影響が高いと考えらえる外来種のリストを作成し、対策の優先順位を決定します。	リスト作成と優先順位の決定時期：平成 30 年度
行動計画の策定	本指針に示す目標を達成するための具体的な方法を示す「外来種対策行動計画」を策定します。	策定時期：平成 31 年度
重点対策種の対策実施	優先順位が最も高いと判断された定着した外来種については、重点対策種に位置付け、防除を中心とした総合的な対策を実施します。	—
重点予防種の対策実施	優先順位が最も高いと判断された未定着の外来種については、重点予防種に位置付け、定着を予防するための総合的な対策を実施します。	—
産業管理外来種の対策実施	産業又は公益的役割において重要であり、代替性を有するものがない外来種については、産業管理外来種に位置づけ、適切な管理を促すための啓発を行います。	—
普及啓発活動の実施	外来種の移出や拡散を防ぐために、県民の外来種問題の認知度を向上させます。アンケートによる外来種への認識度調査を実施し、その数値を目標達成の指標とします。	—
対策の実施体制の構築	外来種の侵入状況のモニタリング、初動対応、本指針及び行動計画の進捗確認と更新を行うための実施体制を構築します。	運用開始時期：平成 31 年度

(5) 指針が対象とする外来種

本指針では、国外からの外来種、国内（他県）からの外来種、そして国内（県内の別の島）からの外来種の3つを対象に対策の方針を示します。

1) 国外からの外来種

経済・社会のグローバル化により、国境を越えた人と物資の移動が活発化しています。それに伴い、人の荷物や資材、農作物などに紛れ込むなどして多くの外来種が国外から侵入しています。また、ペットや商業利用などのさまざまな目的で意図的に持ち込まれる外来種も数多くいます。

これらの外来種の中には生態系へ甚大な被害をもたらす可能性がある種もあります。フィリマングース、タイワンスジオ、タイワンハブ、アライグマ、オオクチバス（ブラックバス）など数多くの外来種が在来種に大きな影響を及ぼし、日本中で対策が実施されています。国外からの外来種の一部は外来生物法により特定外来生物として輸入、飼育や栽培、野外に放つことが禁止されています。本指針では特定外来生物に加えて、本県の生物多様性に影響を及ぼす可能性のある国外からの外来種を対象とします。

2) 国内（他県）からの外来種

島しょ県である沖縄県では、他県に生息する生物も自然の分布域を越えて侵入した外来種となります。イタチやキジなど県外から導入された生物のうちいくつかは捕食などにより沖縄県の生物多様性に影響を及ぼしていることが報告されています。また、県外の近縁種が導入されることで沖縄県の個体群の独自の遺伝子が汚染される危険性も指摘されています。このように国内の生物であっても、本来の生息域を越えて侵入した外来種として対策の対象とします。

3) 国内（県内の別の島）からの外来種

沖縄県は多くの島々で構成されています。それぞれの島には長い年月をかけて進化を遂げた生物が生息し、共通の要素を持ちつつも固有の生物多様性が形成・維持されています。このため、県内であっても別の島から生物を持ち込むことは、島の生物多様性に影響を及ぼす可能性があります。八重山から沖縄島に持ち込まれたセマルハコガメがリュウキュウヤマガメと交雑するなど、問題が顕在化している外来種も存在します。

多くの島々で多様な生態系が形成されていることは沖縄の自然の重要な特徴であり、島々の固有の生物多様性を守っていくことが必要です。このため、本指針では、別の島から持ち込まれる生物についても本来の生息域を越えて侵入した外来種として対策の対象とします。

Ⅲ. 対策の方針

(1) 対策の基本的な考え方

1) 対策基盤の整備

外来種対策を効果的に推進していくためには、対策の基盤となる「①県民の外来種問題への理解」、「②外来種に関する情報」、「③外来種対策に関わる人材」が不可欠です。これらの基盤を整備する取組を進めます。

① 県民への普及啓発

ペットは私たちの生活と密接に関わっている一方で、それが野外に逃げ出してしまうことで外来種となり、生態系等に悪影響を及ぼすことがあります。このため、県民一人ひとりが外来種問題を認識し、外来種被害防止三原則（「入れない」「捨てない」「広げない」）を守ることが大切です。また、外来種対策には多様な主体が連携して取り組んでいく必要があります。そのためには外来種問題とその対策の必要性を県民全体が理解する必要もあります。

外来種問題の正しい認識を広めるため、県民への普及啓発の取組を進めます。

② 情報収集・情報発信

県内にはすでに多くの外来種が侵入・定着しています。また、今後更なるグローバル化が進み、新たな外来種の侵入リスクが高まることが想定されます。県民や外来種対策に関わる関係者に、外来種に関する正しい情報を伝えることにより、適切な対応が促されます。

このため、県内における外来種の侵入・定着情報、侵入の危険性がある侵略的な外来種の情報、外来種対策の取組情報などを常時収集し、迅速・効果的に発信していきます。そのために、市町村や関係機関、研究者等と情報交換をするためのネットワークを構築します。

③ 人材育成・技術開発

外来種問題への本格的な取組が始まったのは比較的近年のことであり、外来種対策のノウハウを持つ人材は限られています。一方、外来種対策の重要性は今後さらに増すと予想されることから、外来種対策に取り組む人材の育成が必要です。

外来種対策では、対策を企画立案する人材、防除作業に携わる人材、防除に関する科学的なデータや技術を提供する研究者、正しい知識を伝える教育者などさまざまな人材が必要となります。

また、外来種対策は対象種ごとに方法が異なり、効果的な防除手法が確立されていないことが課題となっている外来種が数多くいます。生態系等への影響が大きい外来種については、行政・民間企業・研究機関等が協力して対策技術の開発を進めることが必要です。

外来種対策に関わるセミナーの開催や教材等による人材の育成、対策技術の開発を推進します。

2) 侵入の防止（予防）

外来種対策で最も重要な取組は、外来種を本県に侵入・定着させない予防の取組です。沖縄県に侵入する外来種には、「①人間が意図的に導入する外来種」と「②物資に混入するなど意図せず導入される外来種」があります。それぞれに応じた予防対策を実施することで、侵略的な外来種の侵入を防止します。

① 意図的外来種への対策

県内には多数の動植物が、産業用（家畜用、栽培用、緑化用、食用など）、観賞用（ペット、園芸用）などとして移入・輸入されています。こうした動植物の導入は、園芸植物が野外に逸出したり、ペットが飼養者によって捨てられるなど、外来種の侵入リスクを含んでいます。外来生物法における特定外来生物は輸入が禁止されていますが、その他の外来種については規制がないことから、本県の生物多様性に影響を及ぼす可能性のある外来種が導入され、野外に放たれてしまう危険性があります。

意図的に導入される外来種については、侵略性のある外来種についての情報を収集し、動植物を輸入する関係者や利用者・飼養者に対して、どのような配慮を求めるか分析したうえで、適正管理の必要性を伝えていきます。

② 非意図的外来種への対策

土砂搬入、輸入や国内物流における物品、梱包材や車両等への付着・混入、船体への付着などにより意図せず外来種が侵入する可能性があります。これらの非意図的に侵入する外来種については、侵入経路の特定とモニタリングにより侵入を予防します。

ただし、非意図的に侵入する外来種への対策は意図的に導入される外来種と比べ対処が困難であり、外来種の侵入をすべて防止することは現実的ではありません。たとえ外来種が侵入してしまった場合でも早期に発見し、対策を行うことのできる体制を整えるなど、侵入防止の取組と侵入初期の対応を複合的に検討します。

3) 防除の推進

すでに県内に侵入・定着している外来種のうち、生物多様性への影響が大きいと考えられる種については、捕獲等による防除を実施します。外来種の防除では、基本的には外来種の個体数をゼロにする根絶を目指しますが、技術的・経済的に根絶が困難と予想される場合は、分布の拡大を制御するなどの被害低減を目指した取組を実施します。

① 早期発見と初期防除の重視

外来種が定着した場合、定着初期段階における早期の発見と初期防除が重要となります。外来種の個体数が増加する前に迅速に対応することで根絶が容易となり、防除期間が短くなることで駆除する個体数や駆除にかかるコストを最小限に抑えることができます。新たな外来種の侵入が確認された場合は、緊急性や対応の優先順位を速やかに判断し、防除を実施します。

② 戦略的な防除の実施

分布拡大期やまん延期における防除には、コストと期間が多くかかる場合が多いことから、対策の優先度（被害の深刻度・規模、対策の実行可能性・実効性・効率性等）を踏まえて目標の設定を行い、戦略的に防除を実施します。目標設定では、生物多様性の保全上重要な地域における地域的な根絶や低密度管理など目的を明確にした上で防除に取り組みます。

（２）区分ごとの対策

県内への定着状況、生態系等への影響の程度等を考慮して外来種を５種類に区分し、それぞれの区分について下記の対策を実施します。

なお、生態系等への影響が非常に大きいと考えられる外来種が新たに確認された場合は、区分を問わず速やかに対策を実施します。

１）防除対策外来種

① 重点対策種

沖縄県内に定着しており、生態系等への影響が大きいことから重点的に駆除等を実施する必要がある外来種を「重点対策種」とします。最も優先順位が高い外来種として、各主体がそれぞれの役割において防除を中心とした総合的な対策を実施します。

② 対策種

沖縄県内に定着しており、生態系等への影響が一定程度あると考えられる外来種を「対策種」とします。分布や被害の情報に注視し、必要に応じて重点対策種に区分を見直します。また、蔓延状態であることや生態的な特性から経済的・技術的に対策が困難な外来種については、順応的な管理を行う外来種として「対策種」に区分し、県内外の未定着地域に移出しない対策を検討します。こうした対策が困難な外来種については、それらが外来種であることを認識し、さらなる拡大を防ぐべきであるという意識を県民が共有することが重要であり、正しい理解を促すための普及啓発を進めます。

２）定着予防外来種

① 重点予防種

沖縄県内には未定着ですが、侵入した際の生態系等への影響が大きい外来種を「重点予防種」とします。特に侵入・定着を予防し、発見した場合の初期防除を行う必要があることから、重点的に予防対策を実施します。

② 予防種

沖縄県内には未定着ですが、これまでの知見から生態系等への影響が一定程度あると考えられる外来種を「予防種」とします。侵入・定着を予防するとともに、他地域の被害状況に注視して必要に応じて重点予防種に区分を見直します。

3) 産業管理外来種

産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さい代替性を有するものがないなどのため、利用において移出等の防止のための適切な管理が必要な外来種を「産業管理外来種」とします。本県の生態系は島しょ特有の脆弱なものであることから、生態系等への影響について特に慎重に検討する必要があります。種ごとの利用上の留意点を呼びかけ、野外への移出を防止します。

(3) 対策の効果の維持

グローバル化が進む今日では、新たな外来種が侵入する可能性が常に存在しています。また、過去に侵入した外来種が分布を拡大し、生態系等への影響が看過できない状況になる可能性もあります。このため、対策の効果を維持するためには順応的に計画を見直していく必要があります。

本指針の目標として示す「外来種リスト」については、毎年外来種の侵入に関する情報収集を行い、影響の程度によって見直しを行います。「外来種対策行動計画」では各対策の進捗状況を毎年確認し、必要に応じて計画の見直しを行います。

(4) 各主体の役割

本指針で示す外来種対策を実効性のあるものとするためには、各主体がそれぞれの役割を十分に理解し、連携しながら取組を進めていくことが重要です。

以下に、県、市町村、県民、企業、その他の主体にそれぞれ期待される役割を示します。

1) 県

県は、関係部局との適切な役割分担の下、連携して本指針の目標達成に向けての施策を総合的・計画的に展開するとともに、市町村・県民・企業などさまざまな主体に対して外来種対策の取組を行ってもらうよう積極的に働きかけを行います。また、外来種対策に必要な財源の確保を検討するとともに、国と県内の各主体と情報を共有・交換し、連携・協力体制を構築します。

2) 市町村

市町村は、地域の住民・自然に最も身近な行政機関であることから、外来種に関する普及啓発活動や外来種の情報収集を効果的に取り組むことができます。沖縄県・地域住民と連携しながら、地域の特性に応じた外来種対策に取り組むことが期待されます。

3) 県民

外来種問題はペットの遺棄や園芸植物の移出など私たち県民の生活と関わりの深い環境問題です。沖縄県の生物多様性を脅かす外来種について関心を持ち、正しい認識をもつことで、外来種を野外にむやみに放さないなど正しい行動をとることが望まれます。地域の自然に対する理解を深め、外来種対策を含めた保全活動に積極的に参加することも期待されます。また、次

の世代を担う子供達に地域の自然の大切さと外来種対策の重要性を伝えていくことも重要な役割です。

4) 企業

企業は、事業活動において生物多様性に与える影響を認識し、事業のさまざまな場面において生物多様性の保全の配慮に努めることが重要です。事業活動において外来種を利用する場面も多いことから、外来種問題について正しい認識を持ち、事業地を適切に管理するとともに、侵略的な外来種を導入しない、野外に放さないなど適切な事業活動を行うことが望まれます。また、企業の社会的責任（CSR）を踏まえ、関係機関と連携して自ら積極的に外来種対策を行うなど地域において一定の役割を担うことが期待されます。

5) その他

NPO や自治会などは、清掃活動など地域に根差した活動を通じて自然環境の保全に貢献しています。地域の自然の魅力を地域住民に伝えるとともに、外来種を緑化に利用しないなど外来種問題に配慮した活動を行うことが望まれます。また、地域において外来種対策を実施する主体としての役割も期待されます。

県外の方は、本県を訪れる際に外来種を持ち込まない、また本県から持ち出さないなどの行動が期待されます。

メディアは、国や県が発信する外来種の情報を県民や企業などに伝えることで、外来種問題の普及啓発に貢献しています。外来種問題の重要性を理解し、科学的知見を踏まえた報道を行うことが期待されます。

研究者は、外来種の生態や防除技術の研究・開発を行うことで、戦略的・効果的な防除に欠かせない役割を担っています。国や県が実施する外来種対策と連携した研究を進めることで、外来種対策推進に貢献することが期待されます。

教育機関は、学校教育を通じて子供たちに外来種に関する知識を伝える重要な役割を担っています。また、博物館や動物園等は、来場者への社会教育を通じて外来種問題の認識を社会全体に普及していく役割を担っています。本県の外来種問題や対策の重要性について教育を行い、外来種対策や地域の自然の保全活動を担う次世代の人材を育成していく役割も期待されます。また、飼育や実験で用いる外来種を適切に扱うことが求められます。